

1 再犯防止とは

再犯の現状

犯罪をした人や非行のある少年（以下「犯罪をした人など」といいます。）は、やがて社会に戻ってきます。犯罪をした人などの多くは、犯罪や非行の責任等を自覚し、自ら社会復帰に努め、再び社会を構成する一員として暮らしていきます。

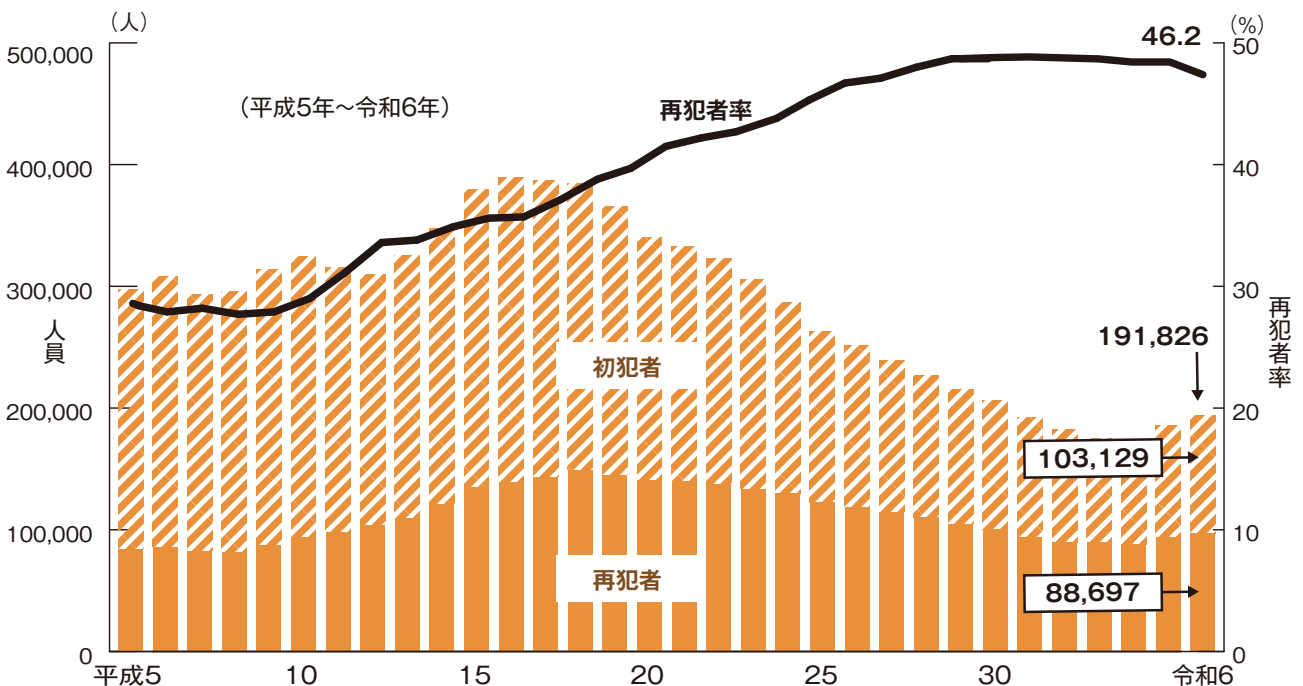
しかし、さまざまな理由から犯罪や非行を繰り返すケースも少なくありません。刑法犯で検挙される人の数は、直近2年は増加したものの、平成16年以降令和4年まで減少し続け、その傾向は続いています。一方で、「再

犯者」の減り方は、刑法犯で検挙される人全体の減り方に比べて緩やかであることから、刑法犯検挙人員全体に占める「再犯者」の割合は、令和6年には46.2%となっており、検挙される人の約半数が「再犯者」という状況が続いています（図表1）。

なぜ犯罪をした人などに対する支援が必要なのか

新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」を実現するには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐこと（再犯防止）が大切であり、その

図表1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(全国)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

※警察庁犯罪統計をもとに作成

ためには、犯罪をした人などを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要であるといえます。

「研究部報告 59 再犯防止対策等に関する研究」（法務総合研究所、2019）によると「もう二度と罪を犯したくないと思っている」と回答した人は初入者で 94.5%、再入者で 93.6% というように、ほとんどの受刑者は出所に向けて立ち直りを決意しています。

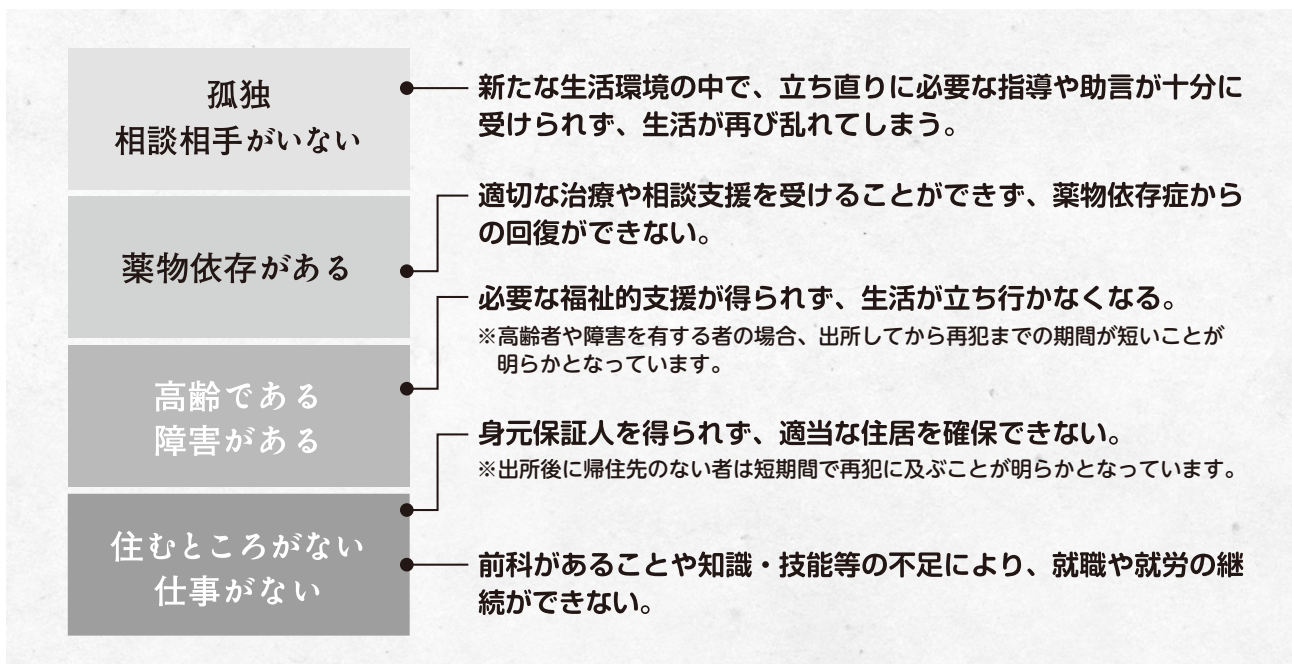
ところが、出所しても「住むところがない」「仕事がない」「高齢である」「障害がある」「薬物依存がある」「孤独・相談相手がいない」といった“生きづらさ”がハードルとなり、これを乗り越えられずに犯罪や非行を繰り返してしまう人が少なくありません（**図表 2**）。

逆説的に考えると、こうした“生きづらさ”に着目し、地域社会において適切な支援を受けられる仕組みを構築することができれば、再犯のリスクは低くなるといえます。再犯を防ぐためには、本人の努力はもちろん重要ですが、それだけではなく、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用につなぐなど、地域のサポートも必要なのです。

再犯防止推進法と再犯防止推進計画

こうした背景を踏まえ、政府一体となった再犯防止の取組が進められ、平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する施策の基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が公布・施行されました。さらに、同法に基づき、平成 29 年 12 月に、「再犯防止推進計画」（第一次計画）が、令和 5 年 3 月 17 日には、第一次計画下の施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的とした、「第二次再犯防止推進計画」（第二次計画）が閣議決定されました。第二次計画においては、第一次計画の 5 つの基本方針を踏襲するとともに、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、7 つの重点課題を設定し、96 の具体的な再犯防止施策が盛り込まれています（**図表 3**）。

図表 2 立ち直りのハードル



出典：法務省「再犯防止リーフレット」をもとに作成

5つの 基本方針

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 犯罪をした者等の特性に応じた刑事司法手続のあらゆる段階における切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人などに犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの 重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

※「第二次再犯防止推進計画」をもとに作成

2 東京都再犯防止推進計画について

東京都では、国や関係機関・団体と連携しながら、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできましたが、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元年に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

東京都は、この「東京都再犯防止推進計画」に基づいて、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。

これらの取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を

図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、令和6年3月に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました（図表4）。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。この計画に基づき、犯罪をした人などであって、東京都に居住する又は居住する見込みのある人が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会を目指していきます。

また、この計画は、国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえた重点課題に取り組むもので、本ガイドブックもこの計画に基づき作成されたものです。

基本方針

- 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

重点課題と主な取組

- | | | |
|--|---|--|
| <p>1 就労・住居の確保等のための取組</p> <p>(1) 就労の確保等 (2) 住居の確保等</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルファームの創設を促進 ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用 <p>…等</p> |
| <p>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組</p> <p>(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等 (2) 薬物依存を有する者への支援等</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施 ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援 <p>…等</p> |
| <p>3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</p> <p>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成 ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置 <p>…等</p> |
| <p>5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供 ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成 ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施 <p>…等</p> |
| <p>6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化 ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催 ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等 <p>…等</p> |

家族が万引きを繰り返している... 思わず暴力...

そんなときは... **犯罪お悩み** **なんでも相談** **があります!!!**

立ち直りを支えたい... やめたいのにやめられない...

電話相談はこちら **03-6907-0511**

メール相談はこちら 

受付日・時間

火曜日・木曜日・土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

匿名相談 OK 秘密厳守 相談無料

※利用に伴う電話・通信費用は相談者負担です。相談員から来所相談についてご案内することがあります。

対 象 都内在住の、万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしようご本人やそのご家族、支援に携わる方など

実施期間 令和7年4月1日（火曜日）～令和8年3月21日（土曜日）

■犯罪をやめたいのにやめられない人、犯罪や非行から立ち直りたい人、一人で抱え込まず、どんなことでもお気軽にご相談ください。

■社会福祉士等の専門職がお話を丁寧に聴き、あなたに合った支援につなぎます。

■ご家族、支援に携わる方からの相談も受け付けています。

このサービスは国の不自由な方のための音声コードです

●本事業に関する問合せ 東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 都民安全課 ☎03-6388-2747 令和7年4月発行

「犯罪お悩みなんでも相談」窓口について

東京都では、「犯罪お悩みなんでも相談」窓口を設置し、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう人やその家族、支援に携わる人などを対象に、あらゆる犯罪に関する相談を受け付けています。

【受付日・時間】

火曜日・木曜日・土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

【対象】

都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、支援に携わる人など、あらゆる犯罪に関するお悩みを持ちの方

【受付方法】

電話相談 03-6907-0511

メール相談は、東京都ホームページ

「犯罪お悩みなんでも相談」から ↓

<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/soudan/>



支援に携わる方からの相談も受け付けています！



「リスタネット」について

東京都では、犯罪や非行からの立ち直し支援に携わっている支援者の方や、犯罪をした人とその家族等を対象に再犯防止に関する情報を集約したポータルサイト「リスタネット」を開設しています。

犯罪をした人から相談を受けたときなどに、悩みや困難に応じた相談窓口等を、いつでもどこでも簡単に検索できます。

また、再犯防止を主たる目的とする支援機関・団体、制度のみでなく、就労・心身の不調・生活困窮など各相談機能に応じて広く相談を受け付ける支援機関・団体、制度も含んで検索できます。

【URL】

<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

